

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

旧	新
第 5 条 暗証番号、ログイン ID、ログインパスワード、ワンタイムパスワード 1.当社とインターネット、電話または当社と提携している金融機関の自動機を使用した取引を行うにあたっては、当社の定めるところにしたい、キャッシュカード、登録電話番号、暗証番号、ログイン ID（当社所定のインターネット取引用の ID をいいます。以下同じとします。）およびログインパスワード（当社所定のインターネット取引用のパスワードをいいます。以下同じとします。）、ならびにワンタイムパスワード（あわせて以下「暗証番号など」といいます。）のいずれかもしくは複数またはその他当社所定の方法を使用することにより取引を行うこととします。 3.（1）取引において当社がお客さまの使用する暗証番号などが当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱いを行ったうえは、使用者がお客さま本人でなかった場合でもそれによって生じた損害について当社は責任を負いません。	第 5 条 暗証番号、ログイン ID、ログインパスワード、ワンタイムパスワード 1.当社とインターネット、電話または当社と提携している金融機関の自動機を使用した取引を行うにあたっては、当社の定めるところにしたい、キャッシュカード、登録電話番号、暗証番号、<u>識別符号</u>（当社と提携する他社が提供するアプリに一意に付与された識別符号を含む）、ログイン ID（当社所定のインターネット取引用の ID をいいます。以下同じとします。）およびログインパスワード（当社所定のインターネット取引用のパスワードをいいます。以下同じとします。）、ならびにワンタイムパスワード（あわせて以下「暗証番号など」といいます。）のいずれかもしくは複数またはその他当社所定の方法（<u>端末を用いた認証を含みますが、これらに限りません。</u>）を使用することにより取引を行うこととします。 3.（1）次の各号の場合には、お客さま本人による取引とみなし、使用者がお客さま本人でなかった場合でもそれによって生じた損害について当社は責任を負いません。 （ア）取引において当社がお客さまの使用する暗証番号などが当社に登録されたものと一致することを当社所定の方法により確認し、相違ないと認めた場合。 （イ）その他当社所定の方法が使用され、正常な認証結果を当社が確認した場合。

以上